

# 経済産業委員会議録

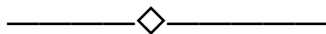
平成二十一年四月一日(水曜日)

午前九時三分開議

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)



○東委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官青木一郎君、金融庁総務企画局総括審議官大藤俊行君、金融庁総務企画局参事官居戸利明君、総務省大臣官房審議官望月達史君、総務省大臣官房審議官久保田誠之君、財務省大臣官房審議官田中一穂君、財務省大臣官房参事官宮内豊君、厚生労働省大臣官房審議官杉浦信平君、農林水産省農村振興局農村政策部長飯高悟君、経済産業省大臣官房審議官石黒憲彦君、経済産業省大臣官房審議官西本淳哉君、経済産業省経済産業政策局長松永和夫君、経済産業省産業技術環境局長鈴木正徳君、経済産業省製造産業局長細野哲弘君、経済産業省商務情報政策局長近藤賢二君、資源エネルギー庁長官石田徹君、資源エネルギー庁資源・燃料部長北川慎介君、中小企業庁長官長谷川榮一君及び中小企業庁事業環境部長横尾英博君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○東委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○東委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。片山さつきさん。

○片山委員 委員長、ありがとうございます。

この経産委員会、今回の景気対策の目玉法の一つでもございます産業再生法のトップに立たせていただいて、大変光栄でございます。

失われた十年に終止符を打つため、金融の目詰まりを解いたら次は産業だということで、この法律をつくり始めたときに不良債権処理側の方に私もおりましたが、それから指折り数えて三回目の改正になるんですかね。今回は、環境・省エネという要素も加えて、やはり未来への投資ということで、これでこの難局をしっかりと乗り切るということのための非常に重要な法案でございますので、ぜひ今国会で成立させなければいけないと思っている次第です。

まず、この法案の前提として、私どもも、自由民主党の政調と日本経済再生戦略会議として、今の景気の最前線を議論し、また、現場にも足を運んでいるんですが、その唯一の視察地が私の地元の浜松でございました。三月の二十三日でございました。

そこで町村会長以下我が党の幹部が目にした状況でございますが、お手元の資料にもつけているんですけども、このパネルです。非常に小さくて済みません。地元の経済界から示したパネルで一同青くなった。私は毎日それを見えていますから別にびっくりはしませんが、この状況。業況DIですね。数百社のアンケートを実際にとっております、静岡県西部ですが。つまり、業況がマイナス八五、売り上げがマイナス八一ということは、九十の会社が売り上げが下がったと言っている、そして十だけが上がったと言っている状況で、特に自動車関連の下請に関しますと、売り上げが六割、七割という減少になっております。

こういう状態の中で、何とか当面の止血措置をして、かつ未来に向けた投資を積極化する、そのことによって失われつつある雇用を下支えし、かつ雇用を生み出すのがこの法改正の目的でございますが、その前提として、非常に大きな生産のギャップ、GDPギャップがあります。二十兆と言う人もあれば三十兆と言う人もいますが。経済政策のセオリーとして一番即効性のあるものとして、やはりGI、公共投資をある程度進めるということがある。

昨日、日本経済再生戦略会議の方から総理の方にもその中間報告を提出させていただきました。これもお手元に配付させていただいておりますが、日本経済再生への戦略プログラム、その中で二十一世紀型のインフラ整備というものを一つ項目として挙げております。国土のミッシングリンクの結合により地域経済を活性化するんだと。過去三年を大幅に上回るペースでの整備。

まさに、私どもの地元でも、あるいは三遠南信地域でも、第二東名、三遠南信といった完全にミッシングリンクになっているものを何とか前倒していただきたい。そうでないと、これだけ、六割、七割製造が落ちたGDPギャップを早急に埋める方法はないということが強く要望されたわけでございます。これは他地域でも同じようなことがございます。

そして、まず、先般成立いたしましたばかりの二十一年度当初予算についても、過去最大級の前倒し移行が必要だと。既に九〇%以上という話が出ておりますが、まず最初に、今回、国土交通省の方から西銘政務官、予算委員会のお話からこのお話をさせていただいておりますが、来ていただきました。そのことについての国土交通省の意欲をお聞かせいただきたいと思います。

**○西銘大臣政務官** 公共投資による雇用創出効果につきましては、内閣府の経済財政報告平成十九年版によりますと、一兆円の公共投資で約十三万六千人の雇用創出効果があると報告をされております。そのほかにも、道路や港湾等の整備によって周辺に企業が立地をし、さらなる雇用創出が期待されるなど、公共投資が生み出す社会資本整備の効果で、雇用拡大の効果がさらに出てくるものと考えております。

例えば、地方の鳥取県の事例でも、姫路と鳥取の道路がつながることによって、過去六年間で五十社あるいは八百人の雇用が実現した事例等もあるようであります。

また、昨日、平成二十一年度の公共事業予算については、可能な限りの前倒しをして執行することとされております。国土交通省といたしましても、社会資本の整備を速やかに実施することにより雇用創出の効果を図ってまいりたいと考えております。

また、委員御指摘のように、昨日総理から、現下の経済危機を乗り越え、未来への明るい展望を開くために、追加の経済対策の取りまとめが指示されたところであります。国土交通省といたしましても、その方針に従いまして、前倒しも含めて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

**○片山委員** ありがとうございます。大変心強いお言葉で、二月以来西銘政務官と議論させていただいた結果が一步一步着実に前に出ているということで、東海でも沖縄でも頑張りたいと思う次第でございます。

同じような産業インフラという意味で、非常に切望が強いのがデジタルデバインド、ブロードバンド系でございますね。これについても、まさに産業活力を活性化させるための生産や研究拠点のインフラとしては非常に経済誘導効果が高いと言われております。これにつきましても、日本経済再生への戦略プログラムといたしまして、党の方から総理に申し入れております。

具体的に、地上波デジタルに移行する場合、それからブロードバンドの設備をさらに進める場合に、今までの僻地に限った問題ではなくて、工業地帯、あるいは、それぞれミッシングリンクの結合のようなものも含めていろいろあると思いますし、当然前倒しという話もあると思うんですが、その辺につきまして、同じ東海の、総務省の鈴木政務官からぜひ方針を伺いたいと思います。

**○鈴木大臣政務官** まず、テレビでありますけれども、テレビは国民生活に最も深く浸透しております、二〇一一年七月の移行期限においてテレビが見られない、こう

いう状況は絶対に生じてはなりません。そのため、デジタル中継局の整備支援、あるいは辺地共聴施設の整備支援等の難視聴対策を初めとして、地上デジタル放送への完全移行に向けた各種対策を平成二十一年度予算に盛り込んでおります。まずはこれらの施策を着実に、またできる限り前倒しで執行してまいりたいと思っております。

一方、昨日総理から御指示のありました経済対策でありますけれども、今後の検討に当たりましては、地デジへの完全移行が経済活性化に最も大きな効果を有する部分がありますので、それについても十分留意をしてまいりたいと思っております。

また、ブロードバンドでありますけれども、これにつきましても、地域住民の生活向上や地域の産業分野に恩恵をもたらす、地域活性化に寄与するものであります。したがって、ブロードバンド・ゼロ地域の解消は極めて重要な政策課題であると考えておりました、その解消に向けても努めておるところでございます。

まず、平成二十年の九月末現在におきましてのブロードバンドのサービスエリアのカバー率の推計値、世帯カバー率であります。これは九八・六%までいってはおりますけれども、全体として整備は進んでおります。しかしながら、先生のお地元もそうでありますけれども、中山間地域などの条件の不利な地域におきましては、整備のおくれからいまだにブロードバンドが利用できない方々があるのもまた事実でございます。先生のお地元の工業団地もそのように聞いておりますけれども。

こうした中で総務省では、民間のみでは整備が進まない条件不利地域におけるブロードバンド基盤整備を推進するために、地域情報通信基盤整備推進交付金、いわゆるICT交付金でありますけれども、これによりまして、ブロードバンド基盤を整備する地方公共団体等の支援を行ってございまして、平成二十年度補正予算としましては合計百五億円、また平成二十一年度予算におきましても約七十九億円、これは対前年度当初予算比で十七億円増でありますけれども、これを措置しているところでございます。

これらの取り組みによりまして、また、きのう総理から指示のありました追加経済対策の指示も踏まえつつ、一層の整備推進を図るつもりでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○片山委員 ありがとうございます。

遠隔地におきまして、やはりブロードバンドが使えない、あるいは、携帯それから地上波デジタルの、地デジの放送のアンテナが立たないということは、一番取り残され感があることなんですね。私の地域でも、面積的に非常に大きなところがみなし過疎で、ことしはどの地域、来年はどの地域というような、一つずつ予定を立てて臨まざるを得ないんですね。地域や何かの負担もとても耐えられる状況にない、集落も小さいということになりますと、やはりこの大きな景気対策をかりて、多少地元負担を軽減し、

前倒しで進めるということをやすることは、地域の安心感を確保するという今回の大きな対策の中で非常に意味がある、費用対効果が大きいと思います。

それから、まさに産業再生法で、我々の大切な日本のリーディングカンパニーの地歩を固めて新しい形に打って出るためにも、工業立地や研究開発立地をするためにも、やはり大容量ブロードバンド等を先行投資として国ももう少し大きな負担をして進めると。それじゃベトナム、中国じゃないかと言われるかもしれませんが、こういうものは後発の利益がありまして、どんと引いてしまうと、あのベトナムの方が大容量の利用率が高くなることは実際にあり得る話でございますので、ぜひ総務省、経済産業省、連携して頑張ってくださいと思います。

そこででございますが、もう一つの重要項目というか、最大のGDPの重要項目は、やはり消費でございます。昨日の申し入れの中にもありましたが、余りにも耐久消費財が売れません。これが先ほどの状況を生んでいるわけでございまして、自動車それから家電といった二大最大消費項目について、何とか買いかえ促進策を講じたいという話を戦略の中に入れていくわけでございます。

自動車につきましては、既に税制の方で、ハイブリッドの取得、それから、重量税を三年間時限でゼロにするという思い切ったことをやりましたが、それでもまだラインは大幅にとまっております。ですから、全体的に環境負荷が低いあるいは何らかの理由で、あるいは、ドイツがやったように車齢が長いものを買いかえたら一律にとか、中国の方では、一連の白物・箱物家電一三%キャッシュバックのようなことも考えているようでございます。

その辺につきまして、製造業のラインをこれ以上とめ陳腐化させないための買いかえ促進策をどのように進めていただけるのか、私どもの強い要望もありますので、経済産業省の方からお答えをいただきたいと思っております。

○細野政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、自動車の関係からでございますけれども、御指摘のとおり、自動車産業というのは、我が国の産業構造に占めるその位置づけとかあるいは波及効果という意味では大変重要でございます、その活性化を図るということは非常に喫緊の課題だと認識をしております。

今御指摘ありましたように、こうした観点から、既に本年度の税制改正におきまして、環境性能にすぐれた自動車に対する重量税あるいは取得税を時限的に減免するというようなことで、税制面からの思い切った対策をいたしまして、その買いかえ促進を図っております。

同時に予算面でも、電気自動車あるいはプラグインハイブリッド車の購入支援についても補助するという措置を講じているところでございます。

それから、先ほど委員がおっしゃいました未来への投資という観点では、長距離走行を可能とするような蓄電池の高性能化とかあるいは低価格化のための技術開発をやっておりますが、御指摘のとおり、昨日、麻生総理から新しい経済対策の考え方と取りまとめの方向が示されたところでございます。

経済産業省といたしましては、外国で今何が対策として行われているかということも十分念頭に置きまして、新たな成長につながる環境対応車の普及促進の方向については、なるべく幅広く実効性のあるものを検討してまいりたいと思っております。

○近藤政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま製造産業局長の方から自動車の関係がございましたけれども、私の方から電機電子産業についてもお答え申し上げたいと思います。

今先生御指摘のように、電機電子産業も非常に数多くの部品を取り扱うすそ野の広い産業でございます。そういう中で、この電機電子産業の国際競争力の強化を図りまして再び活性化させるということは非常に重要な効果を持つ、こういうように考えているところでございます。

我が国の電機電子産業は、国際的にも極めてすぐれた環境力それから技術力を有しているわけでございます。この環境力、技術力を生かした省エネ型の家電製品、いわゆるグリーン家電、こういったものを広く普及させていくことは、地球環境問題の克服に資することとなると同時に、電機電子産業の国際競争力を強化することにもつながるわけでございます。

こうした認識のもとで、経済産業省では、平成二十年度の第一次補正を活用いたしまして、省エネ型の家電製品に実際に買いかえた場合の効果を見える化をする、見えるようにしていく、こういうことをしまして、効果を消費者に実感していただく取り組みを行っているところでございます。また、税制の改正の中でも、すぐれた省エネ家電の製造設備の投資につきましては、全額即時償却という制度を盛り込ませていただいたところでございます。

また、加えまして、現在、政府において新たな経済成長戦略の策定に向けた議論が行われているところでございますけれども、先生御指摘のように、昨日、総理から新たな経済対策の策定に向けた指示もございました。こういう中で、経済産業省といたしましては、グリーン家電の普及が環境対策及び景気対策として大きな意味があるという認識のもとで、その推進のための方策を検討しているところでございます。とりわけ、家庭の中で電力消費量が多い冷蔵庫、エアコン、テレビ、この冷蔵庫は一六%、エアコンは二五%、テレビは一〇%、家庭の中で電力を使っております。そういったところのグリーン化の効果が大きいと考えておりますので、環境省などとも連携をしながら、この普及促進に努めてまいりたい、こんなふうに使っております。

こういった取り組みを通じて、我が国の電機電子産業、さらには部品産業を含む幅広い分野産業の活動を活性化させるということで我が国の経済全体を元気にしてまいりたい、このように考えているところでございます。

○片山委員 入念なお話を両局長から伺い、ありがとうございました。車の場合は、乗用車のみならず、今、運送運輸産業それからトラック、バス関係も、非常に製造業不況で傷んでおります。大型車のエコカーへの買い換え等も政府内で御検討いただいているやに聞いておりますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思っております。

また、私どもの方もエコポイント制度というような言葉も出しながらやっているわけですが、ブルーチップではありませんが、このポイントをある程度うまみのあるものにしていかないと、これだけ消費が落ちていると、家計の手取りが落ちている中で実際に消費につなげていくのは難しいので、ここから先は、補正予算の議論も含めて、その辺にかかってくるのかなと思っておりますので、ぜひ御一緒に頑張ってもらいたいと思っております。

そこで、この産業再生法の目的とする、雇用の下支えをし雇用を生み出すお話ですが、きのうの夕刊は、みんなショックをもって受けとめた夕刊の一面の見出しとして、全国での平均の有効求人倍率〇・五九。実は、静岡県では一面にとった数字が〇・五六でした。えっ、静岡は全国平均より悪いの。これは史上初ですよ。今まで人が足りないことはあっても余ることはなかった私の地元の浜松のハローワーク管内でも、ついに〇・六三になりました。十人お仕事を求めている、六人しかお仕事がないということです。日本経済再生戦略会議の視察のときも、ぜひハローワークにという日程を組んだんですが、ちょっと場所が離れておまして、翌週、私、代理で行ってまいりましたが、本当にごった返している状況でございます。

そこで、これはお手元にもございますし、このパネルにもあるんですが、県の方で、また地域の方でまとめている職業別の求人と求職の状況なんですが、極端なばらつきがあるんですね。つまり、こうって悪いときは普通ここまでばらつかないことが多いんですが、今回は極端でございまして、この大きな真ん中の方で求職者数が図抜けておりますのが、大体、製造業、生産工程、労務管理ですね。次が事務的職業ですから、いわゆる製造業関係の企業が人を減らしたりリストラしたり、あるいは派遣や雇いどめをした場合に出てくる方の求職がここにぽんと二つ立っているわけでございます。それに対する求人の方はほとんどない。求職倍率が有効求人倍率の三倍というような状況になっておまして、では、これをどうやってこの地域で労働移動させるのよと。

日本の労働市場の常日ごろの問題として、硬直化していて流動性がないということと、これをならずということが重要なんですが、これは産業再生法で企業側を元気にして、こちらで少しは吸収するというのをこの法律を通じてやるわけですが、当面、足りないところはまだあるんですね。何が足りないかという、右側の方にありま

す介護と福祉ですよ。それからサービス関係の職業、これは飲食からビル管理からいろいろあります。夜も含めて非常にきつい仕事が多いんですが、こういうところは有効求人はまだいっぱいあるのに、それが簡単に移動しないんですよ。

これは別にうちの地元だけではないです。静岡県とか浜松市というのは全国の平均値でよくとられるマインドのところですよ、愛知もそうですけれども。実際に、先日、自民党として視察を組みました。日本全国でも最大の社会福祉法人、介護サービスを提供しております聖隷事業団、こちらの方では、全国最大級、最新の介護の訓練センターを設けているんですが、そこに収容できるだけのキャパシティの介護訓練の応募がこの雇用情勢になっても来ないんですよ。

なぜ来ないか。理由はいろいろございますが、これもまたお手元に、ちょっと細かいグラフで申しわけないんですけども、一連の希望職業の賃金、これは希望する側、雇う側両方ありますが、賃金グラフがございます。はっきり見てとれるのは、やはり、製造業や自動車運転といったところは高く、介護福祉関係は端的に言って低いんですよ。その給与差が、例えば介護の関係では、応募の方でも十八万円ぐらいしか出てこないんですね。実際の妥結賃金はもっと低いので、今まで何とかブルーカラーのエリート工員さんが子供を養っていた給料には到底足りないんですよ。

そこで、そのことがあるので、介護従事者への処遇改善ということで、年末、我々も頑張っていて、介護支援協議連等で頑張っていて、何とか三%アップを初めて決めたわけですよ。にもかかわらず、最近の統計によると、これが、施設がやはり非常に経営が苦しいことによって、せいぜい一%か二%しか上がらない。これでは、期待値が裏切られてしまうのと、この大きな産業再生の中での労働移動の実効性も、これだけ目に見えて数字が違えば無理ですよ。そこで働けという命令はできない、みんな生活を支えていますから。

その分野につきまして、きょうは厚生労働省から先輩の金子善次郎政務官にも来ていただいているんですが、何とかこれを国費から出しても、介護保険料の方は、三月、四月ですから、もう保険料を切っちゃっているから今から無理ですが、国費から補正予算で出しても何とか我々が目標で掲げた二万円をアップしていただかないと、目に見えてこれは無理だということになってしまう。(発言する者あり)出しますということをお願いいただければありがたいんですが。

それから、訓練も、訓練を受けるあらゆる施設の声を集計しますと、訓練のコストとして見合っているだけのものを払ってもらっていない。それでは、訓練する方も、施設はつくった、減価償却は要る、人件費はかかる、この問題になっちゃって、結局ボトルネックが厳然とあるものですから、その点につきましてお願いしたい。

それから、介護人材を二十万人、三十万人、こういう形で動かさなきゃならないときに確実に施設があるのかということで、これも介護保険施設等の増床計画を我々の経済再生戦略プランでも出しております。



それら三つ総合して、金子政務官、ぜひ力強い御答弁をいただきたいと思います。

○金子大臣政務官 お答え申し上げます。

大変厳しい経済情勢の中で、与党におきましてもさまざまな議論が行われまして、昨日の自由民主党の政調の日本経済再生戦略会議の中間取りまとめがございました。また、こうした中で、昨日、総理から新しい経済対策を策定する旨の御指示もございました。

議員御指摘のとおり、介護人材の処遇改善は極めて重要な課題であるというふうに厚生労働省としても認識しているところでございまして、ただいまお話ございました、今月からでございますが、三%の介護報酬改定等を行うことにしているわけでございますが、これまでの与党による御提言や御意見、また議員御指摘の点も含め、さらには総理からの御指示に基づきまして新しい経済対策をつくる、この検討の中で、特に介護分野につきまして、非常に重要なことであるという認識に基づきまして取り組んで検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

○片山委員 実は、正月以来やっております我々の、これは六十名議員がいるんですが、危機と戦う！セーフティーネット政策議員連盟、実は先般、民主党さんの方とも話し合いをさせていただきましたが、現場を救うという観点は、もうこの部屋にいらっしゃる委員の方は全員共通しておられると思うんですが、厚生労働大臣の方にも申し入れをさせていただいております。

何とか処遇改善を行っていただきたいという話の中で、では現場でどういう方たちが今雇用のはざままで悩んでいるかということですが、私の地元は日系人も非常に多いところ。実際、一九八九年の入管法改正前後の議論によって、生産現場にブラジルやペルーの方をある程度ラインごとのパッケージとしてお連れして、中では日本語が必ずしも堪能でなくてもマニュアルによって正確な作業ができるということで、人件費を抑制することで生き残ってきた製造現場が過去十数年相当あります。

それはそれで、日本が製造業を日本の国内に残し、グローバル競争という、選択できるものではなくて、そこから逃げることができないファクトと闘うものとしては、一つのやり方としてしようがなかったんですね。ただ、その努力はそろそろ限界に達してきております。

実は、派遣村というのが何と浜松にもできました。私は、初日に行ってあいさつまでしてきて、なれないボランティアのかわりに記録までとってまいりましたが、何が起きているかという、そういうマニュアル型の現場にいられた日系人の方、あるいは日本人の工員さんもそうなんです、昔と違って、製造現場が徒弟制のオーダーメイド的なものから極めてマニュアル的になっているんですね。ですから、もっといろいろ新しいことを、たとえばある社の、大手から注文が来ていたもののラインがほかのものに変わっても柔軟に転向できるような技術や何かを毎日学べる、と思って正社員で入っ

た二十代、三十代の若者が、今非常に、これでいいのかということになっているんですよ。

ですから、産業再生を行うことの前提として、日本型経営、いかなる状況でも、オイルショックでも円高でも、規制緩和、グローバル競争社会の中でも、覇者として日本企業が今でも生き残っている中で、ずっとやってきた、日本型経営と人を大事にするということが、大変申しわけないけれども、着実に漸減して落ちてきているんですね。その部分を、今回産業再生法で新たな恩典を与える上で、絶対に外しちゃいけないと思うんですよ。そこがなければ、現場からの、現場力による新たなデバイスというのは、まず絶対に生まれてこないんですね。

ですから、今回、この産活法の資源生産性の向上策による新たな政策支援、即時償却もあり、金融もあり、規制の特例もあり、物流の見直しもいい、これをすべて使えるような企業となるために、付加価値の向上を条件に入れている。事務方の方が説明に来られたときに、付加価値に何を入れているのかと言ったら、ちゃんと人件費も入っていると。これは当然ですが、非常にいいことでありまして、つまり、人件費を抑制すればするほどいいという評価ではなくて、やはり人件費やあるいは労働分配率に配慮ができるインセンティブがきくことになっているから、これは非常にいいと思っています。

実際に、派遣村で会った方は、まだ解雇されていない方がたくさんいたんですよ。そこがポイントで、つまり、派遣切りや雇いどめに遭った、これは十八万人とも十九万人とも言われる、四・四%の失業率を構成している方だけではなくて、まだ労働者ではあるんだけど極端に休業がふえている、夜勤も残業も全くないという状態で、月の手取りが十万円台前半になっている元エリートブルーカラーサラリーマンがいっぱいいるんですよ。これでは子供の教育費や住宅ローンは払えないんですね。その状態をいつまでも置いておいたら、いかに産業再生しても消費は絶対に伸びないし、そのインセンティブでは現場からの現場力も出てこない。

つまり、技能を維持し、日本の国益、国力を回復する、競争力の源泉である現場力を維持するためには、優秀な人材にしっかりと報い、あるいは団塊の世代の引退でも、それが中国やベトナムに教えに行くのではなくて、現場で鬼監督として残ってもらわなければならない。そのための処遇改善等も必要であり、これが今回の法律でちりばめられております一連の審査項目の中に私は入れ得る構成になっていると思うんですが、そのことも含めて二階大臣の御見解をぜひ伺いたいと思います。

○二階国務大臣 片山議員からただいま、浜松の現場の状況等を例に挙げて詳しくお述べをいただきました。今後の中小企業対策、大企業も含めてでございますが、浜松のそうした事例を大いに参考にさせていただきたいと思います。

ブラジルのお話も出ましたが、先般、私、国際会議でブラジルのアモリン外相と話をしましたときに、浜松という言葉も挙げて、ブラジルの人々が大変お世話になっておる、

どうしても引き揚げざるを得ないような状況にあれば、これは国として最善を尽くして受け入れをしなきゃならぬと思っておりますが、せっかく希望を持って日本にお伺いしたわけですから、子供たちは、もう日本語をすっかりマスターしている子供たちもおるわけですから、そこは、所期のそういう、日本とブラジルとのかけ橋になろうという気持ちを大切にさせていただきたいということをおっしゃっていただきました。

この際、ぜひ片山議員にもそのことをお伝えしておきたいと思っております。

御指摘の、従業員を大切に、その意欲を引き出して関係を強化する経営が結果的には企業の価値を高めて企業の中長期的な発展に役立つんだという片山議員の御指摘は、私は全くそのとおりだと思っております。

今までは、穏やかな豊かな経営が進んでおるときには、それぞれの企業は一家という気持ちをみんな持っております、やがてはうちの子供たちもこの会社に採用されることができれば一番いいのにな、みんな言わず語らずそういうことを気持ちとして持っておった。そして、あらゆるスポーツにも、会社のマークをつけた選手が出れば、町を挙げて応援するというような風景があったわけですが、このごろは、あれも整理され、これも整理されというふうな、そういう状況になっておる。

従業員の家計所得の安定ということ、これも一にかかって消費につながるわけであり、企業の上昇を促進させたり、家計所得と企業所得の好循環、これが大変大事だと思うわけですが、そうしたことにも配慮しなければならないわけがあります。

御指摘のように、将来のことを考えると、極めて重要な御指摘であり、私も昨年九月に、経済界の皆様、当時としてはまだまだ難しい環境に差し加かったときでありましたが、何とか経済界の皆さんの御協力で賃上げをお願いしたいということをお願いすることがございました。その後、世界経済の急激な減速によって、今そのことを重ねて申し上げるといふ状況にはありませんが、私は、この気持ちを我々は絶対に忘れてはならないということをおっしゃっていただいております。

現在は、企業は、御案内のとおり、雇用の維持確保、同時に休業やワークシェアリングの活用等も含めて、厳しい経営判断を迫られながらも、いろいろ努力をいただいております。その際、私は、各企業は、人ということの重要性、先ほどお説のとおりであります、このことにかんがみて最善の経営判断をいただくように、我々としては助言をし、また場合によっては、恐縮なことではあります、指導をしてまいりたい、このように思っております。

○片山委員 力強いお言葉、ありがとうございました。

そして、私は、今回の産業再生法の中で、過去十年の苦闘の歴史で学んだ部分を非常に生かしておられるなと思っているところが、中小企業の第二会社方式による再生でございます。

この中で、いわゆるグッドカンパニーとバッドカンパニーを分けて、グッドの方を生き残らせてうまくスポンサーを見つけ、不採算部門の方はさっと切り捨てて債権処理をやりやすくするということですが、余り宣伝されていないメリットとして、この中で、商事債権の扱いについて一工夫しているということが非常に大きいと思うんですよ。

実は、産業再生機構の初期のときに、マツヤデンキという超大手の物販会社がつぶれまして、これは何千という取引先があって、一つ一つが小さいので、マツヤデンキの本体とそこで働く人は救われても、仕入れ先がみんなばたばたと、二、三人の個人事業者が何百も倒産する。ですから、そういう企業というのは事実上事業再生ができないのかという話になったときに、何とか私的整理をうまく裁判所にも御理解いただいて、商事債権を守ったんですね。これと同じパターンが、今回この我々の産業再生法の方にも入っている。ぜひ、そのメリットを強調し、これを上手に使っていただきたい。

まあ、チャプターイレブンに近い形かもしれませんが、これであれば金融機関も債権放棄に応じやすいんですね。それから、先般も問題にさせていただいたハウスメーカーの倒産や、それから製造メーカーでも仕入れ先が多いところをうまく生かしていくこともできると思います。その辺について、この点に非常にお詳しい松村政務官からお答えをいただきたいと思います。

○松村大臣政務官 お答え申し上げます。

片山先生には、大変重要な点を御指摘いただいたと思っております。

今般の改正産活法案において創設をいたします中小企業承継事業再生計画におきましては、中小・小規模企業の将来性のある事業を再生するだけではなくて、地域の雇用を守ること、また取引先の連鎖倒産を防ぐことができることが大変重要なポイントであると私どもも考えております。

このため、計画の認定に当たりましては、まず、取引の相手方である事業者の利益を不当に害するものではないことを認定基準の一つとして規定してございます。また、御指摘がございました売り掛け債権につきましては、原則として取引先企業の売り掛け債権を毀損させない旨を改正産活法案の実施のための指針において規定する考えでございます。

このような措置によって、適切な事業再生計画に限って、本法案に基づく支援を行うこととしてございます。

○片山委員 本当に、現場では、突然倒産に対する被害の怨嗟の聲が、波のようにありまして、早くこれを実施に移したいと思っております。

また、今般、九兆円にも達した緊急保証、恐らくこの一年間の経済対策の中で最も有効に使われたものですが、これにつきまして、やはりまだそれでも足りない、据置期間を一年を二年にしてほしいとか、八千万円じゃ足りないから一億円とか、あるいは、もう業種制限は撤廃してほしいとか、そういう声が商工会議所からも全国の経済団体からも相次いでおります。

さらに加えて、今回の産業再生法で手当てされるのは、この上の段階の中堅でございます。その部分につきまして、今回、新しく中小基盤機構の今ある二百二十億円を当面使った、大体想定で二十億円ぐらいまでオーケーの、新しい信用補完制度が入っております、これも一日も早い法律の成立が必要な大きな原因なんです。

最初に申し上げました緊急保証制度をさらに広げる、利便性を向上するお話とともに、この当然切望され、膨大な需要が出てくるであろう中堅企業向けの保証制度につきまして、何とか二百二十億ということを行わずに、今回の補正で大幅に増額していただきたい。その点につきまして、両方あわせて、ちょっと大臣の方からお願いいたします。

○二階国務大臣 世界的な金融危機の影響によって、ただいま御指摘のように、取引先の中小企業の雇用の安定化などにとっても重要な中堅企業の資金繰りが大変厳しさを増しておりますことは十分承知をいたしております。中堅企業に対する支援措置がいま一歩というか、このことに対して大変重要だという御指摘がありました。私どもは、中小企業から中堅企業へ、さらに大企業へと企業の資金繰り等について十分な対応ができるように、いろいろの対策を今検討しておる最中でございます。

そして、多くの皆さんの声を背景にして、政策投資銀行や商工中金を通じた総額三兆円規模の低利融資等の対策に加えて、主に中堅企業の資金繰りを容易にするように、独立行政法人中小企業基盤整備機構、略称して中小機構と呼んでおりますが、債務保証制度を改正産活法の中に盛り込んでいることは御承知のとおりであります。

本制度には、既に中小機構にある約二百二十億円の基金をまず活用することを想定しておりますが、今後、企業の関係者の御要望等も十分配慮しながら、財政当局とも相談の上、この対応に万全を期してまいりたいと思います。財政当局御出身の片山議員からもっと上げろ、もっと上げろという声がありますが、これは在職中にそういうふうに言ってもらったらよかったわけですが、私の方は、与謝野大臣とも相談をして、必ず皆さんの声にこたえるようにしたいと思います。

緊急保証の問題は、もう御案内のとおり、七百六十業種に拡大して大体の御要望におこたえをしたつもりであります。今後、売り上げが落ち込んで資金繰りが苦しい中小企業の皆さんや、あるいはまた長期安定的な劣後ローンの貸し付けを拡大し、

中小・小規模企業の再建資金を強化するなど、しっかりした対応をしていきたいと思っております。

政策あるいは我々の持てるものを出し惜しみすることなく、全力を尽くして、小規模中小企業、中堅企業、そして大企業の皆さんに対して経済産業省としてなし得るすべてをかけて頑張ることをお約束したいと思えます。

○片山委員 力強いお言葉、なし得るすべてを使って、この資金繰りというか信用収縮不況に立ち向かっていただきたいと思えます。

信用収縮不況というのは、やはり今の国際金融の中で非常に当たっていると思うんですが、前の世界大恐慌のときには、各国が自国の産業を守るために関税障壁をぐんと引き上げた。今回は、お互いに資金を引き揚げ合ってしまう、それで金融不況を輸出して世界じゅうこうなっている。ですから、今回の金融サミットでは、ぜひ日本は、BIS規制の地域化というんですか、こういう平時には適用できないようなルールについては、地域化して緩めるべき、ということを本格的に言うべき状況になっております。

その中で、大企業も例外ではないので、今回の産活法で、大企業で、特に三月末、九月末に向けて、資本が毀損することによって融資が受けにくくなりそうところについては出資ができる。この制度は非常に注目されておりますし、ほかの国でも製造業を守るための出資、融資を大幅にやっておるわけで、大いに使われるし、使っていただきたいわけでございます。

これをやっていく上で、猶予期間三年の間に再生ができるかどうかということがあるわけですが。その後を見据えてみますと、単なるこういう止血組織ではなくて、新商品の開発や産業再編がなければそれは無理だと思うということでございます。

○東委員長 片山委員、時間が参っておりますので。

○片山委員 はい。では、それで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。